

静岡県内に本店等を有し、
伊豆市に事務所を有する中小企業様向け

従業員の奨学金返還を支援する企業を 県と伊豆市が支援！

導入のメリット

- ① 福利厚生としてPR → 若者の人材確保・定着に繋がる
- ② 若者の奨学金返還の負担が社会的問題 → 企業イメージ向上

補助金の概要

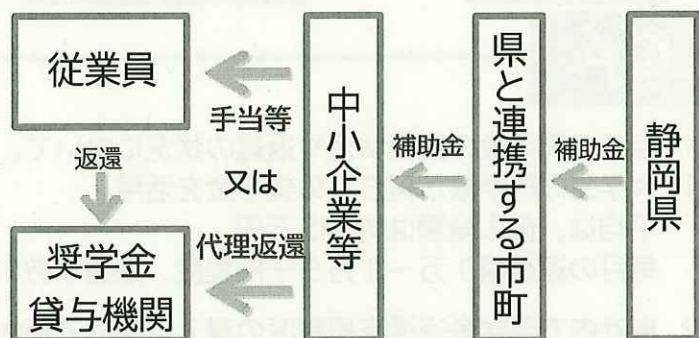
中小企業等が従業員に支援した奨学金返還のための手当等
又は代理返還した額の **9/10 以内※**を補助

- ・1社当たり何人でも申請可能
- ・1人あたり

最大 **12万円※** /年度

×採用年度から最大5か年度＝

最大 **60万円※** を補助



※伊豆市は高い補助率を設定。他市町(裏面Q A 3)は補助率 2/3 以内、1人あたり最大8万円/年度、最大40万円(5か年度)が基本。

以下の企業が対象となります！（要件抜粋）

- ① 中小企業等経営強化法第2条第2項に規定する中小企業者等
(例) 製造業 → 資本金の額3億円以下又は従業員数300人以下
社会福祉法人 → 従業員数2,000人以下
- ② 静岡県内に本社又は主たる事務所を有する者
- ③ 伊豆市内に事務所を有する者



静岡県



伊豆市

詳しくは県又は市HPをご覧ください ▷

静岡県・市町・中小企業等と連携した奨学金返還支援制度

対象従業員の主な要件

- ① 県と連携する市町(QA3参照)の補助金交付要綱施行日以降、かつ、対象企業が奨学金返還支援制度を導入した日、以降に採用され、連携市町内の事務所に勤務している雇用期間の定めのない従業員(試用期間を含む)
- ② 対象企業から支援を受ける日の属する年度の3月31日において、35歳以下
- ③ 雇用日の属する年度の初日から5年を経過した者でないこと
- ④ 他の自治体の返還支援を受けていないこと
- ⑤ 【伊豆市、伊東市、裾野市のみ】自市町内に居住すること

対象となる奨学金

- 日本学生支援機構(JASSO、旧日本育英会)の奨学金のほか、地方公共団体、大学、企業等が貸与する奨学金(特定の職種へ就職した場合や特定の地域に居住した場合に返還が免除されるものは除く。)

申請の流れ

- 就業規則や社内規程で奨学金返還支援を整備①
- 採用後、手当等の支給前までに、対象従業員が勤務する事務所の所在する市町に補助金を申請②③
- 採用年度の次年度以降は、③～⑨の繰り返し



QA

Q1 若者の奨学金の活用状況や返還の状況について。

A1 大学生の約半数が何らかの奨学金を活用。

平均は、借入総額は約345万円、
毎月の返還額1万～1万5千円程度、返還年数15年となっています。

静岡県事業者向け説明資料

JASSO 代理返還登録企業

Q2 自社内で奨学金返還支援制度の導入に向けて何から始めればよいか。

A2 まずは、就業規則や社内規程にて、制度を規定いただく必要があります。手当等で支払う形、代理返還で支払う形、両方を規定する形が考えられます。規定方法のひな型は県又は伊豆市HPを御覧ください。また、右上のJASSO*代理返還登録企業では、各企業の支援額等の情報を御覧いただけます。

※JASSO(ジャッソ): (独) 日本学生支援機構。日本で最も多く利用される奨学金の運営団体。

Q3 伊豆市外にも事務所(本社、営業所、工場等)があるが、補助の対象となるか。

A3 県と連携する11市町内の事務所に勤務する従業員も補助対象となります。

申請先は、対象従業員が勤務する事務所の所在する市町に補助金を申請します。

東部 伊東市、裾野市、伊豆市、長泉町 **中部** 島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町 **西部** 袋井市、菊川市

問い合わせ先

【県】 静岡県産業人材課雇用対策班
静岡県静岡市葵区追手町9-6
054-221-2825

【市】 伊豆市観光商工課観光商工スタッフ
伊豆市小立野24-1
0558-72-9911